

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 多面的機能の発揮を促進するための取組

【目標】①

農地・農業用水等の保
全管理に係る地域の共
同活動への多様な人材
の参画率の増加及び地
域の共同活動により広
域的に保全管理される農
地面積の割合の増加

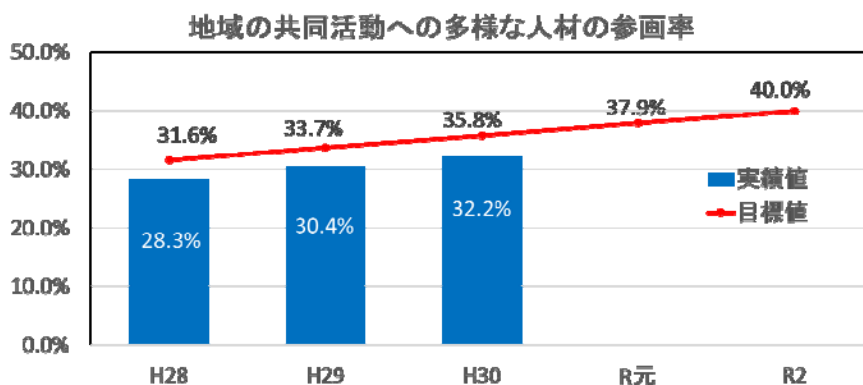
ア 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画においては、地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率を令和2年度までに約4割以上とすることを重点指標としており、同指標を測定指標と設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

令和2年度に多様な人材の参画率が40%を達成するよう、毎年度一定の割合で増加することを目標として設定した。



出典:「多面的機能支払交付金制度の実績報告等」により把握(農林水産省農村振興局)

【その他参考資料】

—

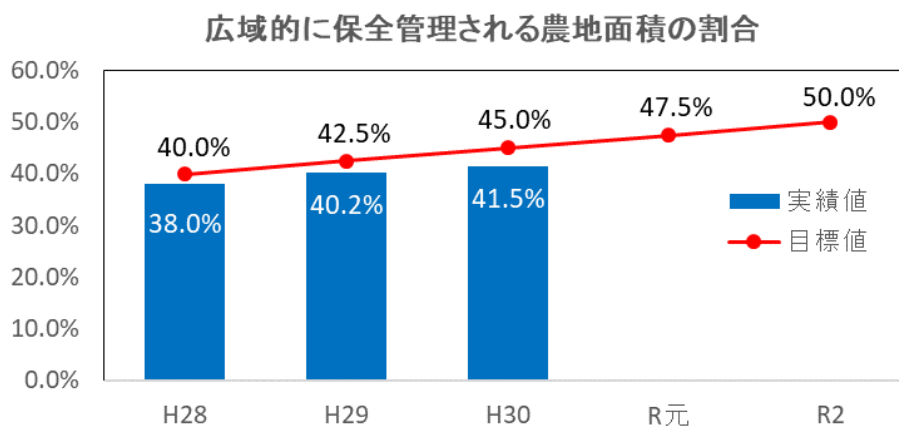
イ 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画においては、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合を令和2年度までに約5割以上とすることを重点指標としており、同指標を測定指標と設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

令和2年度に広域的に保全管理される農地面積の割合が50%を達成するよう、毎年度一定の割合で増加することを目標として設定した。



出典:「多面的機能支払交付金制度の実績報告等」により把握(農林水産省農村振興局)

【その他参考資料】

—

【目標】②
中山間地域等の農用地
面積の減少を防止

ア 第4期対策期間(H27～H31)において減少が防止される中山間地域等の農用地
の面積

【測定指標の選定理由】

高齢化や人口減少の進行が著しい中山間地域等における耕作放棄の増加が懸念される中、これらの地域における継続的な農業生産活動等の実施による農用地面積の減少防止が農業の有する多面的機能の確保につながることから、測定指標に設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

本制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に取り組んでいない地域における農用地面積の減少率 11.6% (平成 17 年及び平成 22 年の耕地面積の比較) に、平成 26 年度の本制度の実施面積 68.7 万 ha (見込み) を乗じた 8 万 ha の農用地の減少防止を目標として設定した。

	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
成果実績	万 ha	7.6	7.7	7.7	7.7	—
目標値	万 ha	8	8	8	8	8
達成度	%	95	96.3	96.3	96.3	—

出典:「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」(農林水産省農村振興局)及び「農業センサス」(農林水産省統計部)を基に農林水産省農村振興局が算出

【その他参考資料】

—

施策(2) 集約とネットワーク化による集落機能の維持等

【目標】①
農村部における人口減
の抑制

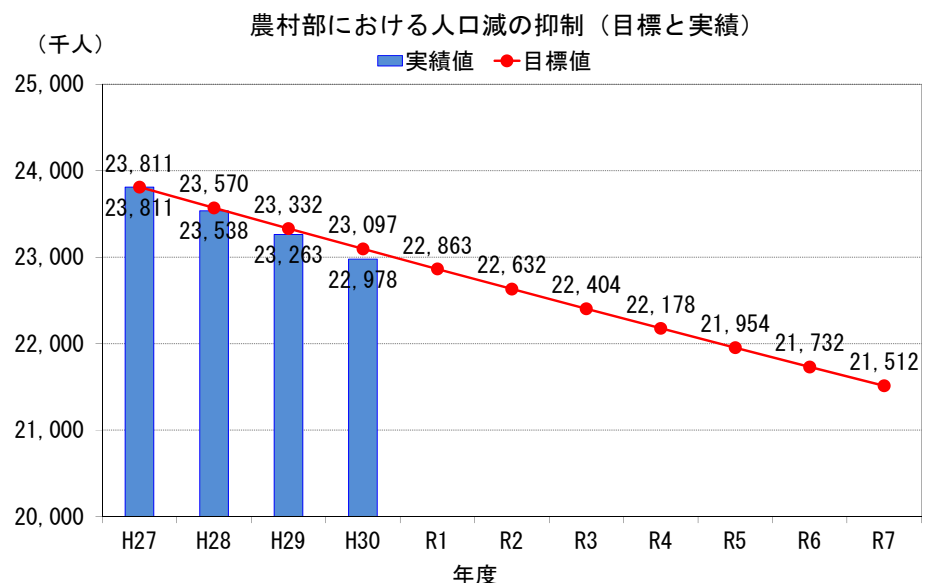
ア 農村部の人口減の抑制

【測定指標の選定理由】

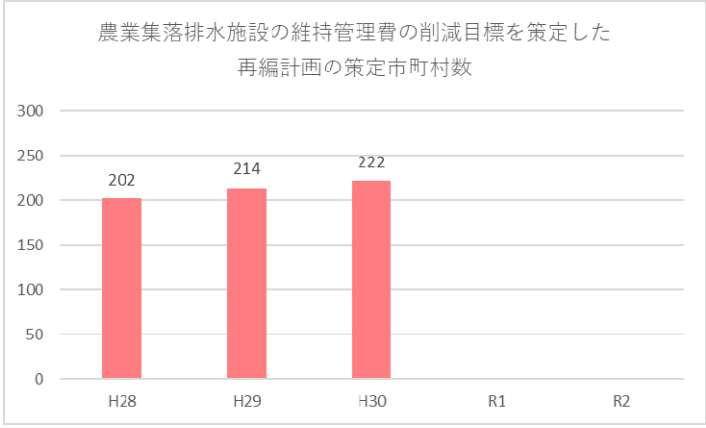
農村部の人口減少、高齢化、条件不利地など厳しい状況に置かれており、同地域の振興を図るためには、人口の社会増減のみならず自然増減を考慮した施策が必要であることから、農林統計上の農業地域類型の平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域を合わせて農村部とし、「農村部の人口減の抑制」を測定指標として設定した。

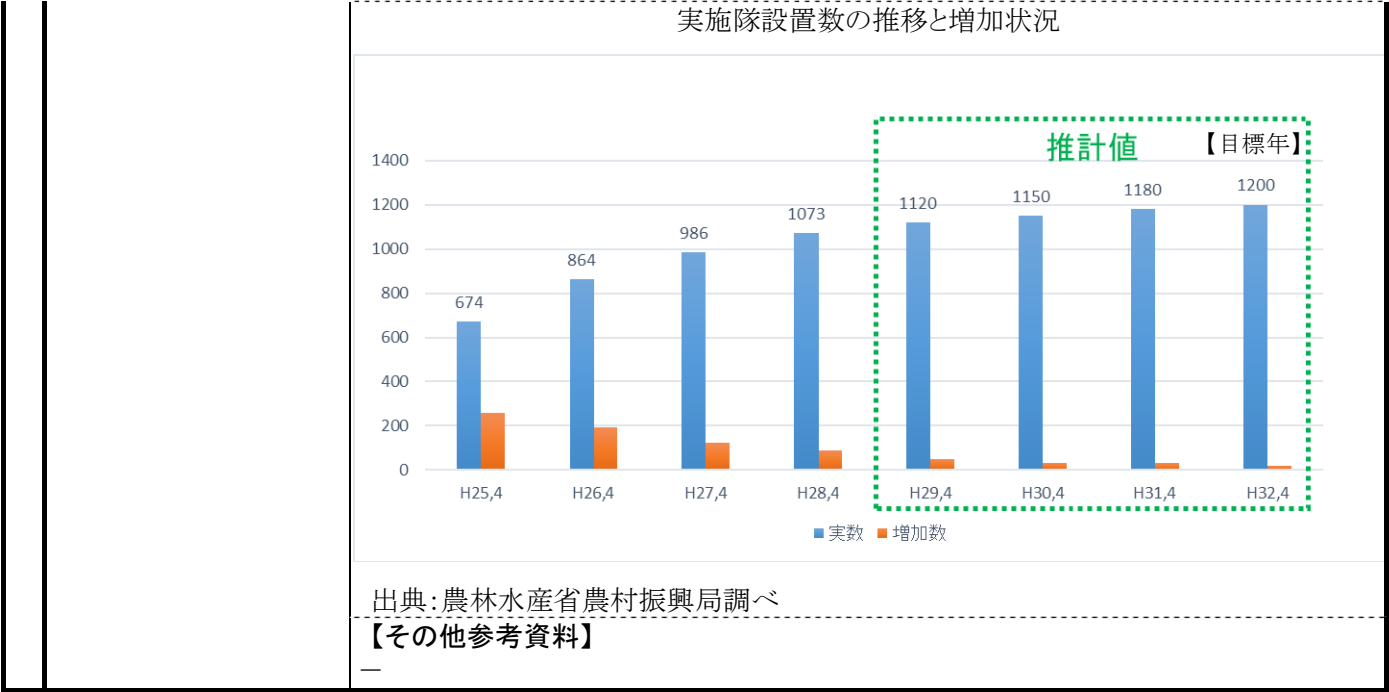
【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値を令和7年度に 21,512 千人とした。目標年度は、食料・農業・農村基本計画を踏まえて設定し、目標水準は、平成 17 年度から平成 27 年度の農村部の人口(住民基本台帳ベース)の対前年の平均減少率を用いて、平成 27 年度以降の各年度の人口(住民基本台帳ベース)を推計し、令和7年度の人口を算出した。



出典:「住民基本台帳に基づく人口動態」(総務省)を参考に農林水産省農村振興局が作成

	【その他参考資料】 —												
【目標】② 農業集落排水施設の再編を推進	ア 農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数 【測定指標の選定理由】 農業集落排水施設については、人口減少に伴う利用料金の上昇に対応するため、ストックの適正化に取り組む必要があることから、施設の再編を推進することが必要であることから、施設の維持管理費の削減目標を設定した再編計画を策定することを測定指標として設定した。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 土地改良長期計画（平成 28～令和2年度）において、農業集落排水施設を有する市町村のうち、供用人口が計画人口から3割以上減少している市町村数（約 300 市町村）を目標値とし、令和2年度までに、維持管理費の削減目標を設定した再編計画を策定することを目標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために毎年度一定割合で農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数を増加させることとする。  <table border="1"> <caption>農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 出典：農林水産省農村振興局 【その他参考資料】 —	年度	市町村数	H28	202	H29	214	H30	222	R1		R2	
年度	市町村数												
H28	202												
H29	214												
H30	222												
R1													
R2													
施策（3） 鳥獣被害対策の推進													
【目標】① 鳥獣による農作物の被害の軽減	ア 鳥獣被害対策実施隊（注 5）の設置市町村数 【測定指標の選定理由】 鳥獣被害防止総合対策交付金の事業目的である、野生鳥獣による農作物被害の軽減のためには、捕獲・追い払い、侵入防止柵の設置、放任果樹等の除去などによる生息環境管理などを地域の実情に応じて取り組むことが重要であり、このためには、野生鳥獣の生息域や効率的な捕獲ポイントを熟知する市町村職員、農業者、狩猟者などからなる「鳥獣被害対策実施隊」を設置して、担い手を確保しつつ対策にあたる必要不可欠であることから、「鳥獣被害対策実施隊の設置市町村数」を成果目標として設定した。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 平成 26 年度に鳥獣被害が確認されている市町村は 1,474 存在しているが、27 年度（27 年 10 月末時点）において、実施隊を設置している市町村は、1,012 と被害発生市町村の7割に満たない状況。被害が確認されている 1,474 市町村数のうち、実施隊未設置市町村であって比較的被害が大きい市町村が約 190 存在していることから、5 年後の令和2年度を目標年度として、目標値を 1, 200 市町村と設定。 年度ごとの目標値については、年度が進むにつれ新規設置が難しくなると考えられるため、これまでの設置数の推移等、過去の実績を基に段階的に設定した。												



2. 用語解説

注1 土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2 社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。概ね5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。
注3 多面的機能の発揮	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年第 78 号)」において、「農業の有する多面的機能」とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能と定義されている。このため、「多面的機能の発揮」とは、これらの機能を発揮すること。
注4 農業集落排水施設	農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿等を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設。
注5 鳥獣被害対策実施隊	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を推進するための「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年第 134 号)」の第9条において、市町村が対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画(同法第4条)に基づく被害防止施策を適切に実施するために設置することができるものとされているもの。 鳥獣被害対策実施隊は、市町村長の任命又は指名による鳥獣被害対策実施隊員で構成。